

ID: 2

担当部署: 総務課

処分の概要	中止命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町庁舎管理規則 第6条		
例 規 番 号	平成16年規則第15号		
【根拠条文】 (中止命令等) 第6条 庁舎管理者又はその補助者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その行為の中止又は退去を命ずるものとする。ただし、庁舎管理者が正当な理由があると認める場合、又は庁舎内の秩序の維持上支障がないと認める場合は、この限りでない。 (1) 前条の規定による許可を受けるべき行為を許可を受けないで行っている者及び許可に付した条件に反して行っている者 (2) 庁舎等において職員の面会を強要する者 (3) 庁舎等において鈍器、凶器、爆発物その他危険物を持ち込み、又は持ち込もうとする者 (4) 庁舎等において建物、立木、工作物その他の施設を破壊し、損傷し、若しくは汚損する行為をし、又はこれらの行為をしようとする者 (5) 庁舎等において、テント、なわばり、くいその他これらに類する建設物を設置し、又は設置しようとする者 (6) 庁舎等において旗、幕、プラカードその他これらに類する物を掲げている者 (7) 庁舎等において携帯用拡声器を使用し、放歌高唱し、その他庁舎等の静穏を害する行為をしている者 (8) 庁舎内において職務に関係のない文書図画を配布し、又は配布しようとする者 (9) 庁舎等において座り込み、立ちふさがり、ねり歩きその他通行の妨害となる行為をしている者 (10) 庁舎等において、職員の職務を妨害する者 (11) 庁舎等において、金銭、物品等の寄附を強要し、又は押売りをし、若しくは、著しく酒気を帯び、又は精神に異常があると認められる者 (12) 庁舎等において、たき火等火災予防上危険を伴う行為をし、又はこれらの行為をしようとする者 (13) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等における秩序の維持、庁舎等の適正な管理又は災害の防止に支障のある行為をする者 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 3

担当部署: 総務課

処分の概要	撤去命令		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町庁舎管理規則 第7条第1項		
例 規 番 号	平成16年規則第15号		
【根拠条文】 (撤去命令) 第7条 庁舎管理者又は補助者は、次の各号のいずれかに該当するものがある場合において、その庁舎等における秩序の維持、庁舎等の適正な管理又は災害の防止のため必要があると認めるときは、その所有者若しくは占有者又は当該各号に掲げる行為をした者(以下「所有者等」という。)にその撤去を命ずるものとする。 (1) 第4条第1項の許可を受けないで、又は同条第2項により付された条件に違反して掲示されたビラ、ポスターその他の文章図画 (2) 庁舎等に持ちこまれた銃器、凶器、爆発物その他の危険物 (3) 庁舎等に設置されたテント、なわばり、くいその他これらに類する施設物 (4) 庁舎等に掲げられた旗、幕、プラカードその他これらに類するもの (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等における秩序の維持、庁舎等の適正な管理又は災害防止に支障のある者 2 庁舎管理者又は補助者は、前項各号に掲げるものの所有者等が前項の命令に従わないとき、若しくはその者が判明しないとき、庁舎等における秩序の維持庁舎等の適正な管理若しくは災害の防止のため、緊急の必要があると認めるとき、又は所定の期限を経過した物件があるとき、自らこれを撤去することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 4

担当部署: 総務課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町庁舎管理規則 第10条		
例 規 番 号	平成16年規則第15号		
【根拠条文】 (過料) 第10条 第4条の規定による許可を受けず、若しくは許可の事実と相違した行為をし、又は第6条に規定する中止命令若しくは第7条に規定する撤去命令に従わない者は、2,000円以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 10

担当部署: 総務課

処分の概要	措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町駐車場設置及び管理に関する条例 第7条		
例 規 番 号	平成16年条例第15号		
【根拠条文】 (措置命令) 第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、行為の中止、駐車場からの自動車の撤去又は人の退場を命ずることができる。 (1) 前条の規定に違反した行為をしたとき。 (2) 駐車場の保全又は駐車場の利用に関し著しい支障が生ずるおそれがあるとき、その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。 【基準】 根拠条文及び第6条の規定による。 (行為の禁止) 第6条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 町長の指示に従わないで自動車を駐車すること。 (2) 施設若しくは設備又は駐車中の自動車を汚損し、又は損傷すること。 (3) ごみを捨て、みだりに騒音を発し、又は指定の場所以外の場所で火気を使用すること。 (4) 町長の許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。 (5) 町長の許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 11

担当部署: 総務課

処分の概要	撤去命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町自転車駐輪場設置及び管理に関する条例 第7条		
例 規 番 号	平成16年条例第16号		
【根拠条文】 (使用の中止等) 第7条 町長は、駐輪場の管理上必要があると認めた場合又は、行為の中止若しくは駐輪場からの退去若しくは自転車等の撤去を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 13

担当部署: 総務課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町防災公園条例 第7条		
例 規 番 号	平成25年条例第16号		
【根拠条文】 (利用の許可の取り消し) 第7条 町長は、第5条第1項の規定による利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、防災公園の利用の許可を取り消し、利用を停止し、又は利用の許可の条件を変更することができる。 (1) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 第5条第2項の許可の条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。 (4) 防災公園の管理運営上必要があるとき。 【基準】 根拠条文、第6条及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の許可の制限) 第6条 町長は、次に該当する場合には利用を許可しない。また、既に許可したものにあっては、許可を取り消すことができる。 (1) 公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 防災公園の管理上支障があると認めるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、防災公園の設置の目的に反すると認めるとき。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があつた場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 14

担当部署: 企画推進課

処分の概要	指定の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町ゴールデンユートピア条例 第11条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第43号		
【根拠条文】 (指定の取り消し等) 第11条 町長は指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 16

担当部署: 企画推進課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町ゴールデンユートピア条例 第15条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第43号		
【根拠条文】 (利用の制限) 第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) ゴールデンユートピアを利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。 (2) 利用者がこの条例、この条例に基づく規則又は指定管理者の指定した事項に違反したとき。 (3) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 (5) 公益上必要があると認められるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、ゴールデンユートピアの管理上特に必要と認められるとき。 2 前項の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じて、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合はこの限りでない。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があつた場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考	指定管理		
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 17

担当部署: 企画推進課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町いきいき住民活動支援センター条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第27号		
【根拠条文】 (使用料) 第6条 使用者は、使用料を支払わなくてはならない。 2 使用料は、使用料表(別表)に掲げる額とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 18

担当部署: 企画推進課

処分の概要	指定の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町潮温泉大和荘条例 第10条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第44号		
【根拠条文】 (指定の取り消し等) 第10条 町長は指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 20

担当部署: 企画推進課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町潮温泉大和荘条例 第14条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第44号		
【根拠条文】 (利用の制限) 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 大和荘を利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。 (2) 利用者がこの条例、この条例に基づく規則又は指定管理者の指定した事項に違反したとき。 (3) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 (5) 公益上必要があると認められるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、大和荘の管理上特に必要と認められるとき。 2 前項の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
指定管理			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 21

担当部署: 企画推進課

処分の概要	指定の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町潮交流研修宿泊施設条例 第10条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第45号		
【根拠条文】 (指定の取り消し等) 第10条 町長は指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 23

担当部署: 企画推進課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町潮交流研修宿泊施設条例 第14条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第45号		
【根拠条文】 (利用の制限) 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 潮交流館を利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。 (2) 利用者がこの条例、この条例に基づく規則又は指定管理者の指定した事項に違反したとき。 (3) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 (5) 公益上必要があると認められるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、潮交流館の管理上特に必要と認められるとき。 2 前項の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。			
【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
指定管理			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 25

担当部署: 企画推進課

処分の概要	利用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成27年条例第25号		
【根拠条文】 (利用料) 第6条 デマンドタクシーの利用者は、1人1乗車につき別表第2に定める利用料を納付しなければならない。 2 利用料は、運行事業者の収入として収受させることができるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 28

担当部署: 企画推進課

処分の概要	分担金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町みさと光ネット施設の設置及び管理に関する条例 第19条第1項		
例 規 番 号	平成23年条例第1号		
【根拠条文】 (分担金) 第19条 町長は、施設の運営及び整備に要する費用に充てるため、加入者から加入の申込み1件につき7万8,000円の分担金を徴収する。 2 分担金は、加入の申込みのときに徴収するものとする。 3 既に納付された分担金は、還付しないものとする。ただし、加入者が引込工事の施工前に加入の申込みを解除した場合は、この限りでない。 4 第1項の規定にかかわらず、町営住宅等(美郷町営住宅条例(平成17年美郷町条例第129号)第3条、美郷町定住促進住宅条例(平成16年美郷町条例第166号)第2条、美郷町借上型町営住宅条例(平成16年美郷町条例第169号)第3条、美郷町特定公共賃貸住宅条例(平成16年美郷町条例第167号)第3条、美郷町UIターン者定住支援住宅条例(平成18年美郷町条例第80号)第3条及び美郷町若者定住住宅条例(平成20年美郷町条例第17号)第2条に規定する住宅をいう。この条において「町営住宅等」という。)の入居者が加入の申込みをする場合は、分担金を徴収しないものとする。この場合において、当該入居者は、当該町営住宅等に入居している期間のみ加入者の地位を有するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 29

担当部署: 企画推進課

処分の概要	使用料の徴収						
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町みさと光ネット施設の設置及び管理に関する条例 第20条第1項						
例 規 番 号	平成23年条例第1号						
【根拠条文】 (使用料) 第20条 加入者は、第4条第3号の業務に係るサービスの提供について、月額600円の使用料を支払わなければならない。 2 使用料は、加入した日の属する月の翌月(加入した日が当該月の初日の場合は、加入した日の属する月)から施設の利用を休止し、又は加入を解除した日の属する月までの分について徴収する。ただし、加入の日の属する月内に施設の使用を休止し、又は加入を解除した場合は、1月分を徴収するものとする。 3 施設の点検、事故等の特別の事由により、サービスの提供を中断した場合の使用料は、減額し、又は免除しないものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。							
備考							
<table border="1"> <tr> <td>設 定 年 月 日</td><td>平成 28 年 6 月 30 日</td><td>最終変更年月日</td><td>平成 30 年 12 月 31 日</td></tr> </table>				設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日				

ID: 31

担当部署: 企画推進課

処分の概要	サービスの提供の停止又は加入の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町みさと光ネット施設の設置及び管理に関する条例 第25条		
例 規 番 号	平成23年条例第1号		
【根拠条文】 (サービスの提供の停止又は加入の取消し) 第25条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、サービスの提供を停止し、又は加入の承認を取消することができる。 (1) 加入者が、この条例、この条例に基づく規則又は関連する規程に違反したとき。 (2) 加入者が宅内設備を故意に損傷し、又は改造したとき。 (3) 加入者が納期後3月以上にわたり使用料を納付しないとき。 (4) 加入者がサービスの提供に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。 (5) 町長が施設の管理上特に支障があると認めたとき。 (6) 町長が公益上の必要性があると特に認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 33

担当部署: 企画推進課

処分の概要	共架料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町みさと光ネット施設の設置及び管理に関する条例 第29条第2項		
例 規 番 号	平成23年条例第1号		
【根拠条文】 (自営柱への共架) 第29条 施設の設置に伴い町が設置する自営柱に通信線その他の物件を共架しようとする者は、町長に申請しその承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けた者は、共架する期間において、自営柱1本につき年額1,200円の共架料を支払わなければならない。この場合において、共架する期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の期間があるときは月割をもって計算し、なお、1年未満の期間があるときは1月として計算する。 3 共架料の減額又は免除及び徴収方法については、美郷町行政財産使用料条例(平成16年美郷町条例第61号)第4条及び第5条の例による。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 34

担当部署: 企画推進課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町みさと光ネット施設の設置及び管理に関する条例 第30条		
例 規 番 号	平成23年条例第1号		
【根拠条文】 (過料) 第30条 町長は、詐欺その他不正の行為により使用料、共架料又は分担金の徴収を免れた者について、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 35

担当部署: 美郷暮らし推進課 産業・雇用・定住支援センター

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成24年条例第23号		
【根拠条文】 (使用料) 第7条 移住体験住宅の使用料は、別表第2のとおりとする。 2 入居者は、町長の指定する日までに使用料を納付しなければならない。 3 1月を超える入居期間について1月に満たない入居期間があるとき又は移住体験住宅を明け渡したときの使用料は、日割り計算するものとする。 4 使用料は、経済情勢、公租公課等の変動により必要が生じたときは、変更するものとする。 5 町長は、特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 40

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町多機能コミュニティセンター条例 第8条第1項		
例 規 番 号	平成27年条例第18号		
【根拠条文】 (使用料金) 第8条 使用者は、施設等の使用料金を町に納付しなければならない。 2 使用料金は、別表に定める範囲で、規則で定める。 3 管理者は、公益上必要があると認めるときは、第1項の使用料金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び美郷町多機能コミュニティセンター条例施行規則第5条の規定による。 (使用料金及び減免) 第5条 条例第8条第2項の規則で定める使用料金は、別表のとおりとする。 2 条例第8条第3項により使用料金を減額し、又は免除する場合は、おおむね次のとおりとする。 ただし、飲食を目的とする場合は、この限りでない。 (1) 減額 教育委員会が特別な公益性があると認める場合は、おおむね半額を減額する。 (2) 免除 次のいずれかに該当する場合とする。 ア 町の機関が使用するとき。 イ 官公署が使用するとき。 ウ その他教育委員会が特別に免除の必要を認めるとき。 3 前項の使用料金の減免を受けようとする者は、減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 43

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町多機能コミュニティセンター条例 第10条		
例 規 番 号	平成27年条例第18号		
【根拠条文】 (使用の変更、中止及び取消し) 第10条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は使用の条件を変更し、又は使用を中止させ、若しくは使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、町は賠償の責めを負わない。 (1) この条例その他これに基づく規程又は命令に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) 第6条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。 (4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。 (5) 管理者において必要があると認めるとき。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があつた場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 44

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	退場命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町多機能コミュニティセンター条例施行規則 第8条		
例 規 番 号	平成27年教育委員会規則第7号		
【根拠条文】 (入場の制限) 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。 (1) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者 (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある物を携行する者 (3) その他センターの管理に支障があると認められる者 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 45

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町行政財産使用料条例 第2条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第61号		
【根拠条文】 (使用料の額) 第2条 使用料の年額は、財産の種類及び使用の状況に応じ、次の各号に定めるもののほか、使用料全表(別表)のとおりとする。ただし、営利を目的として行政財産を使用する場合にあっては、近傍類似の地代又は近傍同種の建物の家賃を考慮して町長が別に定めるところによる。 (1) 土地を使用させる場合には、当該土地の評価額に100分の3を乗じて得た額 (2) 建物を使用させる場合には、当該建物及びその敷地について、それぞれ次により算定した額を合計した額 ア 建物の評価額に100分の6を乗じて得た額 イ 建物の敷地に相当する面積の土地について、前号により算出した土地の使用料に相当する額 (3) 建物の一部を使用させる場合には、前号により算出した当該建物の全部についての使用料に相当する額に、当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額 2 使用の期間を、月日又は時間で定める場合における使用料の額は、月で定めた場合にあっては前項の額に12分の1を乗じて得た額を1月の額とし、日で定めた場合にあっては同項の額に365分の1を乗じて得た額を1日の額とする。 3 前2項の規定により算定した額に10円未満の端数を生じたときは、その端数の額は、切り捨てるものとする。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (使用料の最低限度額) 第3条 前条の規定により算出して得た1件の使用料の額が100円未満となる使用料は、これを100円とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 48

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料及び手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町使用料及び手数料条例 第2条		
例 規 番 号	平成16年条例第62号		
【根拠条文】 (使用料及び手数料の種別及び金額等) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、手数料金表(別表第1)及び使用料金表又は手数料金表(別表第2)のとおりとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 51

担当部署: 総務課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町使用料及び手数料条例 第7条		
例 規 番 号	平成16年条例第62号		
【根拠条文】 (過料) 第7条 詐欺その他不正の行為により使用料及び手数料の納付を免れた者は、その納付を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 52

担当部署: 建設課

処分の概要	手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町屋外広告物に係る手数料徴収条例 第2条		
例 規 番 号	平成16年条例第63号		
【根拠条文】 （手数料の納付） 第2条 県条例第4条、第5条第3項若しくは第8条第1項の規定による許可又は条例第7条第3項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 （手数料の額） 第3条 手数料の額は、屋外広告物許可手数料金表（別表）のとおりとする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 54-1

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町税外収入金の督促及び延滞金徴収条例 第3条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第64号		
【根拠条文】 (延滞金の納付等) 第3条 税以外の収入金を納期限後に納付する者(以下「納付者」という。)は、前条の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付額に、年14.6パーセント(督促状を発する前の期間又は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 2 町長は、納付者が納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認めた場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
【共通担当部署】 健康福祉課 建設課			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 54-2

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町税外収入金の督促及び延滞金徴収条例 第3条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第64号		
【根拠条文】 (延滞金の納付等) 第3条 税以外の収入金を納期限後に納付する者(以下「納付者」という。)は、前条の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付額に、年14.6パーセント(督促状を発する前の期間又は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 2 町長は、納付者が納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認めた場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
【共通担当部署】 健康福祉課 建設課			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 56

担当部署: 産業振興課

処分の概要	分担金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町分担金徴収条例 第2条		
例 規 番 号	平成16年条例第60号		
【根拠条文】 (分担金の徴収) 第2条 町は、別表に掲げる事件について利益を受ける者(以下「受益者」という。)から分担金を徴収する。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (分担金の額) 第3条 前条の規定により徴収する分担金の額は、負担金徴収事件一覧表(別表)のとおりとする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 58

担当部署: 産業振興課

処分の概要	特別徴収金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町分担金徴収条例 第6条		
例 規 番 号	平成16年条例第60号		
【根拠条文】 (特別徴収金の徴収) 第6条 町は、受益者が県営土地改良事業に係る土地を当該県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。)をした場合、又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から特別徴収金を徴収する。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。 (1) 当該県営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告の日(その工事において、工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度から起算して8年を経過したとき。 (2) 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第53条の9の各号のいずれかに該当するとき。 (3) その他町長がやむを得ないものとして承認したとき。 【基準】 根拠条文及び第7条の規定による。 (特別徴収金の額) 第7条 前条の規定による特別徴収金の額は、法第91条第2項の規定により町が負担した金額の総額を当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に応じて割り振って得られる額のうちその徴収に係る土地の面積に相応する額から、別表に掲げる分担金の総額を当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に応じて割り振って得られる額のうちその徴収に係る土地の面積に相応する額を差し引いて得た額の範囲内において町長が定める。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 59

担当部署: 産業振興課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町分担金徴収条例 第10条		
例 規 番 号	平成16年条例第60号		
【根拠条文】 (罰則) 第10条 詐偽その他不正な行為によりこの条例に定める分担金等の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 60

担当部署: 企画推進課

処分の概要	分担金等の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収に関する条例 第2条		
例 規 番 号	平成22年条例第3号		
【根拠条文】 (使用者) 第2条 町長は、事業で建設した携帯電話用鉄塔施設(以下「施設」という。)を使用する電気通信事業者(以下「事業者」という。)から分担金等を徴収する。 【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (分担金等) 第4条 分担金等の額は、事業に要する費用に別表に掲げる率を乗じて得た額とする。 2 事業者が複数の場合には、施設の使用割合に応じ、前項に規定する分担金等をあん分するものとする。 3 分担金等の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 4 分担金等は、事業を行う年度又は供用を開始する最初の年度において一括して徴収するものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 62

担当部署: 総務課

処分の概要	使用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町公有財産の管理に関する規則 第10条		
例 規 番 号	平成16年規則第57号		
【根拠条文】 (許可の取消) 第10条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことがある。 (1) 法令等に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) 使用料を納付しないとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 65

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町立小・中学校施設の開放に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成16年条例第90号		
【根拠条文】 (許可の取消し等) 第6条 教育委員会は、前条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は使用を停止することができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 許可の条件に違反したとき。 (3) 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。 (4) その他学校の施設の管理上特に必要があると認められるとき。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があつた場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 66

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町立小・中学校施設の開放に関する条例 第7条		
例 規 番 号	平成16年条例第90号		
【根拠条文】 (使用料) 第7条 開放する施設を使用する者は、学校体育施設使用料金表(別表)に定める使用料を納入しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 69

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	損害賠償命令		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町立小・中学校施設の開放に関する条例施行規則 第8条第2項		
例 規 番 号	平成16年教育委員会規則第8号		
【根拠条文】 (き損の届出等) 第8条 使用者は、開放する施設の施設又は設備等を亡失し、又はき損したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。 2 教育委員会は、前項の届出があった場合、使用者の故意又は過失によるものと認めたときは、これを原状に回復させ、又はその損害の賠償を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 71

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	割増料金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町スクールバス管理運行に関する規則 第8条		
例 規 番 号	平成16年教育委員会規則第9号		
【根拠条文】 (不正乗車等の割増料金) 第8条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、乗車した区間に対する料金の額と同額の割増料金を徴収することができる。 (1) 不正の手段により料金を免れ、又は免れようとした者 (2) 乗車券額を不正の手段として使用した者 (3) 乗車券額の検査のとき理由なく係員の請求を拒んだ者 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 75

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町公民館条例 第10条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第92号		
【根拠条文】 (許可の取消し等) 第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用条件を変更し、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。 (1) この条例その他これに基づく規程若しくは指示に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) 使用許可申請書に虚偽の事項を記入して許可を受けたとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が公民館の運営管理上支障があると認めたとき。 2 前項の規定により使用許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、教育委員会は、その責めを負わない。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があつた場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 76

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町公民館条例 第11条		
例 規 番 号	平成16年条例第92号		
【根拠条文】 (使用料の納付) 第11条 使用者は、使用料金表(別表)に定める額を上限とし、規則で定める料金を納めなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 79

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	損害賠償命令		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町公民館条例施行規則 第10条第3項		
例 規 番 号	平成16年教育委員会規則第15号		
【根拠条文】 (施設又は設備の損傷又は亡失の届出等) 第10条 公民館の施設又は設備の利用者が、当該施設又は設備を汚損、損傷又は亡失したときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。 2 館長は、前項に規定する届出があった場合は、その旨を教育委員会に報告しなければならない。 3 教育委員会は、第1項に規定する汚損、損傷若しくは亡失に係る施設又は設備の利用者に対し、損害賠償を命ずることができるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 80

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	指定の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町集会所条例 第10条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第15号		
【根拠条文】 (指定の取り消し等) 第10条 委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、委員会はその賠償の責めを負わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 82

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町集会所条例 第13条第1項(第22条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成18年条例第15号		
【根拠条文】 (利用の制限) 第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 集会所を利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。 (2) 利用者がこの条例、この条例に基づく規則又は指定管理者の指定した事項に違反したとき。 (3) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 (5) 公益上必要があると認められるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、集会所の管理上特に必要と認められるとき。 2 前項の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じて、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合はこの限りでない。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 83

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町集会所条例 第16条第3項		
例 規 番 号	平成18年条例第15号		
【根拠条文】 (利用料金等の納入) 第16条 利用者は、指定管理者に集会所の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。 2 利用料金は、利用料金上限表(別表第1)に掲げる範囲内の額で、指定管理者が委員会の承認を受けて定める額とする。 3 委員会が管理する集会所について、使用者(委員会が管理する集会所を利用する者をいう。)は、使用料金上限表(別表第2)に定める額を上限として規則で定める料金を納めなければならない。 【基準】 根拠条文及び美郷町集会所条例施行規則第6条の規定による。 (使用料) 第6条 条例第16条第3項の規則で定める料金は、使用料金表(別表第1)及び目的別使用料金表(別表第2)のとおりとする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 86

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町民体育館及び町民広場条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第101号		
【根拠条文】 (使用料の徴収) 第5条 町民体育館の使用については、使用者から使用料を徴収する。ただし、町民広場は、徴収しない。 2 使用料の額は、町民体育館使用料金表(別表)のとおりとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 90

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町民体育館及び町民広場条例施行規則 第6条		
例 規 番 号	平成16年教育委員会規則第18号		
【根拠条文】 (使用の許可の取消し等) 第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことがある。 (1) 使用の目的の変更をしたとき。 (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。 (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。 (4) 使用料を指定した日までに納入しないとき。 【基準】 根拠条文、第5条及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の制限) 第5条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、体育館及び広場の使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用方法を制限することがある。 (1) この規則に違反し、又はこの規則に基づく指示に従わないとき。 (2) 許可された使用内容以外に体育館及び広場を使用したとき。 (3) 教育委員会が管理上必要と認めたとき。 (4) 公共の秩序及び善良なる風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。 (5) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があつた場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 91

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	指定の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町カヌーの里条例 第11条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第47号		
【根拠条文】 (指定の取り消し等) 第11条 委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、委員会はその賠償の責めを負わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 93

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町カヌーの里条例 第15条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第47号		
【根拠条文】 (利用の制限) 第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) カヌーの里を利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。 (2) 利用者がこの条例、この条例に基づく規則又は指定管理者の指定した事項に違反したとき。 (3) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 (5) 公益上必要があると認められるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、カヌーの里の管理上特に必要と認められるとき。 2 前項の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合はこの限りでない。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 94

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料等の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町齋藤茂吉鴨山記念館条例 第6条本文		
例 規 番 号	平成16年条例第98号		
【根拠条文】 (使用料等) 第6条 記念館を使用する場合には、使用料金表(別表)に定めるところにより使用料及び入場料を納付しなければならない。ただし、町長が公益上特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 99

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町若者定住環境整備モデル事業施設条例 第8条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第25号		
【根拠条文】 (使用料) 第8条 広場を使用する者は、ふれあい広場使用料(別表)に定める使用料を納付しなければならない。 2 町長が特に必要と認めたときは、使用料を減額又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 103

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町余暇活動施設規則 第5条		
例 規 番 号	平成16年教育委員会規則第28号		
【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第5条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限する。 (1) この規則に違反し、又は規則に基づく指示に従わないとき。 (2) 許可された使用目的以外に使用したとき。 (3) 許可に基づく権利を譲渡し、又は他人に施設を使用させたとき。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 107

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町民グラウンド条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第94号		
【根拠条文】 (使用料の徴収) 第5条 グラウンドの使用については、使用者から使用料を徴収する。 2 使用料の額は、使用料金表(別表)のとおりとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 110

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町民グラウンド条例施行規則 第6条		
例 規 番 号	平成16年教育委員会規則第22号		
【根拠条文】 (使用の許可の取消し等) 第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことがある。 (1) 使用の目的を変更したとき。 (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。 (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。 【基準】 根拠条文、第5条及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の制限) 第5条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、グラウンドの使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用方法を制限することがある。 (1) この規則に違反し、又はこの規則に基づく指示に従わないとき。 (2) 許可された使用内容以外にグラウンドを使用したとき。 (3) 教育委員会が管理上必要と認めたとき。 (4) 公共の秩序及び善良なる風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。 (5) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があつた場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 112

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町屋内ゲートボール場条例 第5条		
例 規 番 号	平成16年条例第96号		
【根拠条文】 (使用の停止又は取消し) 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用許可を取り消すことができる。 (1) 町長の許可を受けないで使用目的を変更したとき。 (2) 公益を害するおそれのあると認められたとき。 (3) この条例又は使用の許可条件に違反したとき。 (4) 前条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。 (5) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があつた場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 113

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町屋内ゲートボール場条例 第6条		
例 規 番 号	平成16年条例第96号		
【根拠条文】 (使用料の徴収) 第6条 ゲートボール場の使用料は、屋内ゲートボール場使用料金表(別表)に定めるところにより、納入するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 117

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	利用の停止等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町図書室の管理運営規則 第11条		
例 規 番 号	平成16年教育委員会規則第19号		
【根拠条文】 (利用の制限) 第11条 教育長は、次の各号に該当すると認めたときは利用を停止し、又は利用をさせないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めたとき。 (2) 営利を目的とするとき。 (3) この規則に違反したとき。 (4) その他の管理及び運営上支障があると認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 118

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	退館命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町立図書館条例施行規則 第5条		
例 規 番 号	平成27年教育委員会規則第5号		
【根拠条文】 (入館の制限) 第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。 (1) 感染症の疾病にかかっていると認められる者 (2) 図書館の施設又は備品を毀損し、又は毀損する恐れがあると認められる者 (3) 図書館の風紀又は秩序を乱す恐れがあると認められる者 (4) その他図書館の管理運営上支障があると認められる者 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 124

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町森原古道史跡公園条例 第11条		
例 規 番 号	平成24年条例第8号		
【根拠条文】 (許可の取消し等) 第11条 教育委員会は、第9条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は史跡公園の管理上特に必要があると認めるときは、許可を取り消し、同条第3項の規定により許可に付した条件を変更し、又は行為の中止を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 第9条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 126

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町保健福祉センター設置及び管理に関する条例 第5条第2項		
例 規 番 号	平成16年条例第103号		
【根拠条文】 (使用の許可等) 第5条 センターを使用する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、前項の使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。 (1) 許可申請に偽りがあったとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 127

担当部署: 総務課

処分の概要	指定の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町基幹集落センター条例 第10条第1項		
例 規 番 号	平成19年条例第34号		
【根拠条文】 (指定の取り消し等) 第10条 町長は指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 129

担当部署: 総務課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町基幹集落センター条例 第13条第1項		
例 規 番 号	平成19年条例第34号		
【根拠条文】 (利用の制限) 第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 施設を利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。 (2) 利用者がこの条例、この条例に基づく規則又は指定管理者の指定した事項に違反したとき。 (3) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 (5) 公益上必要があると認められるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。 2 前項の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
指定管理			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 132

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	損害賠償との調整による返還		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町福祉医療費助成条例 第11条		
例 規 番 号	平成16年条例第106号		
【根拠条文】 (損害賠償との調整) 第11条 町長は、助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、被保険者等が当該医療に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成対象額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した助成対象額の額に相当する額を返還させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 133

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	不正利得の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町福祉医療費助成条例 第12条		
例 規 番 号	平成16年条例第106号		
【根拠条文】 (不正利得の徴収) 第12条 町長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した費用の全部又は一部を返還させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 141

担当部署: 住民課

処分の概要	損害賠償との調整による返還		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町子ども医療費助成に関する条例 第11条		
例 規 番 号	平成16年条例第115号		
【根拠条文】 (損害賠償との調整) 第11条 町長は、子どもが第三者の行為によって生じた療養又は医療に関し、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成対象額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に第3条の規定により助成した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 142

担当部署: 住民課

処分の概要	費用の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町子ども医療費助成に関する条例 第12条		
例 規 番 号	平成16年条例第115号		
【根拠条文】 (費用の返還) 第12条 町長は、偽りその他不正の行為によってこの条例による助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した費用の全部又は一部を返還させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 146

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町高齢者ふれあいセンター条例 第6条		
例 規 番 号	平成16年条例第118号		
【根拠条文】 (使用の停止又は取消し) 第6条 次の各号に該当する場合には、使用許可を停止し、又は取り消すことができる。 (1) 町長の許可を受けないで使用目的を変更したとき。 (2) 公益を害するおそれのあると認められたとき。 (3) 条例又は使用の許可条件に違反したとき。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 147

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町高齢者ふれあいセンター条例 第7条		
例 規 番 号	平成16年条例第118号		
【根拠条文】 (使用料) 第7条 高齢者ふれあいセンターの使用料は、高齢者ふれあいセンター使用料金表(別表)に定めるところにより、納入するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 153

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	利用決定の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町地域生活支援事業実施規則 第7条		
例 規 番 号	平成18年規則第33号		
【根拠条文】 (利用決定の取消し) 第7条 福祉事務所長は、次に掲げる場合には、利用決定を取り消すものとする。 (1) 利用者が地域生活支援サービスを受ける必要がなくなったと認められるとき。 (2) 利用者が他の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認められるとき(住所地特例地が町内であるときを除く。) (3) 前2号に掲げるほか、福祉事務所長が特に必要があると認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 156
担当部署: 健康福祉課

処分の概要	利用の中止等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例 第10条		
例 規 番 号	平成22年条例第13号		
【根拠条文】 (利用の制限) 第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を中止し、又は利用を制限することができる。 (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は町長の指示に従わないとき。 (2) 災害その他事故によりセンターの使用ができなくなったとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 158

担当部署: 住民課 人権同和対策室

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町隣保館条例 第11条		
例 規 番 号	平成16年条例第120号		
【根拠条文】 (使用の許可の取消し等) 第11条 町長は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合、又は前条各号のいずれかに該当する事由が判明し、若しくは生じた場合は、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。 (1) 使用の目的の変更をしたとき。 (2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。 (3) 使用料を指定した日までに納入しないとき。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があつた場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 159

担当部署: 住民課 人権同和対策室

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町隣保館条例 第12条		
例 規 番 号	平成16年条例第120号		
【根拠条文】 (使用料) 第12条 使用者は、使用料金表(別表)に定める額を上限とし、規則で定める料金を納めなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 163
担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町小集落改良住宅条例 第10条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第119号		
【根拠条文】 (家賃の納付) 第10条 家賃は、第7条第5項の入居可能日から改良住宅を明け渡した日(第22条による明渡しの請求のあった日)まで徴収する。 2 入居者は、納入通知書により毎月末日(月の中で明け渡した場合は、当該明渡しの日)までにその月分の家賃を納入しなければならない。ただし、その期限が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は1月2日若しくは同月3日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。 3 入居者が新たに改良住宅に入居した場合、又は立ち退いた場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。ただし、10円未満の端数を生じた場合においては、これを切り捨てるものとする。 4 入居者が第23条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。 【基準】 根拠条文及び第8条の規定による。 (家賃額の決定) 第8条 改良住宅の家賃は、改良住宅等管理要領(昭和54年建設省住整発第6号)第4に規定する算出方法により算出した額の範囲内において、別表第2に定めるとおりとする。 2 第6条の規定による入居決定者の家賃の決定については、美郷町町営住宅条例(平成16年美郷町条例第165号)第14条の規定を準用する。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 165

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町小集落改良住宅条例 第14条第2項		
例 規 番 号	平成16年条例第119号		
【根拠条文】 (督促及び延滞金の徴収) 第14条 家賃を第10条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、町長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。 2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日まで期間の日数に応じ、年14. 6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3 町長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額の減免をすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 168

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町小集落改良住宅条例 第26条		
例 規 番 号	平成16年条例第119号		
【根拠条文】 (罰則) 第26条 詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れた入居者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 169

担当部署: 住民課 人権同和対策室

処分の概要	指定の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町小規模集会所条例 第10条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第22号		
【根拠条文】 (指定の取り消し等) 第10条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 171

担当部署: 住民課 人権同和対策室

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町小規模集会所条例 第13条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第22号		
【根拠条文】 (利用の制限) 第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 集会所を利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。 (2) 利用者がこの条例、この条例に基づく規則又は指定管理者の指定した事項に違反したとき。 (3) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 (5) 公益上必要があると認められるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、集会所の管理上特に必要と認められるとき。 2 前項の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合はこの限りでない。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 174

担当部署: 住民課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町国民健康保険条例 第11条から第13条まで		
例 規 番 号	平成16年条例第124号		
【根拠条文】 第11条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は、10万円以下の過料に処する。 第12条 世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。 第13条 偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金又はこの条例に規定する過料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文及び第14条の規定による。 第14条 前3条の過料の額は、情状により、町長が定める。 2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 175

担当部署: 住民課

処分の概要	使用料及び手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町国民健康保険診療所条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第125号		
【根拠条文】 (使用料及び手数料等) 第5条 前条に規定する診療を受けた者に対しては、法令又は条例で定める診療報酬及び一部負担金又は手数料を徴収するものとし、種類とその額は、次のとおりとする。 (1) 一般診療 健康保険法の規定による診療に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)により算定した額 (2) 健康診断書 1通につき 2,050円 (3) 死亡診断書 1通につき 3,080円 (4) 死体検案書 1通につき 5,140円 (5) 各種証明書 1通につき 1,020円 (6) 生命保険診断書 1通につき 3,080円 (7) 特殊診断書 交通事故 1通につき 2,050円 身体障害者用 1通につき 3,080円 年金用 1通につき 3,080円 上記以外のもの 1通につき 3,080円 2 使用料、手数料及び一部負担金を徴収したときは、領収書を交付しなければならない。 3 使用料、手数料及び一部負担金について、その徴収に関しては、美郷町税徴収の例による。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 177

担当部署: 住民課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町後期高齢者医療に関する条例 第7条第3項本文		
例 規 番 号	平成19年条例第44号		
【根拠条文】 (督促) 第7条 町長は、被保険者又は連帯納付義務者(以下これらを「納付義務者」という。)が保険料を納期限までに納付しない場合は、当該納付義務者に対して、納期限後20日以内に督促状を発するものとする。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。 2 前項の督促状に指定する納期限は、その発する日から起算して10日以上を経過した日とする。 3 第1項の規定により督促状を発したときは、1通あたり100円の督促手数料を徴収する。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合においては、当該手数料を減免し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 179

担当部署: 住民課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町後期高齢者医療に関する条例 第8条第1項		
例 規 番 号	平成19年条例第44号		
【根拠条文】 (延滞金) 第8条 納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14. 6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 3 前2項の規定により延滞金額を算定する場合において、その基礎となる納付金額に1, 000円未満の端数があるとき、又はその納付金額が2, 000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、これを切り捨てるものとする。 4 延滞金額に100円未満の端数が生じるとき、又はその延滞金額が1, 000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、これを切り捨てるものとする。 5 町長は、納付義務者が保険料を納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、第1項の規定にかかわらず、延滞金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び附則第2条の規定による。 (延滞金の特例) 第2条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14. 6パーセントの割合及び年7. 3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14. 6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7. 3パーセントの割合)とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 181

担当部署: 住民課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町後期高齢者医療に関する条例 第10条第1項及び第2項		
例 規 番 号	平成19年条例第44号		
【根拠条文】 (罰則) 第10条 町は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。 2 町は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(町が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。 3 前2項の規定による過料の額は、情状により、町長が定める。 4 第1項及び第2項の規定による過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 182

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町君谷診療所条例 第7条		
例 規 番 号	平成16年条例第127号		
【根拠条文】 (手数料) 第7条 文書等の交付を受ける者から、手数料金表(別表)の手数料を徴収する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 184

担当部署: 建設課

処分の概要	手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町浄化槽清掃業条例 第11条		
例 規 番 号	平成16年条例第129号		
【根拠条文】 (許可手数料) 第11条 第2条の規定により町長の許可を受けようとするときは、1件につき3,000円の手数料を納付しなければならない。 2 第5条第2項の規定により許可証の再交付を受けようとするときは、1件につき1,000円の手数料を納付しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 187
担当部署: 住民課

処分の概要	使用料の徴収																									
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町・川本町斎場条例 第7条																									
例 規 番 号	平成16年条例第133号																									
【根拠条文】 (使用料) 第7条 第5条の規定により使用の許可を受けた者は、次の表に定めるところにより使用料を前納しなければならない。																										
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th>美郷町・川本町</th><th>左記以外</th></tr><tr><td>大人(満12歳以上) 1体につき</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>15,000</td><td>20,000</td></tr><tr><td>小人(満12歳未満) 1体につき</td><td>10,000</td><td>16,000</td></tr><tr><td>死産児</td><td>7,000</td><td>12,000</td></tr><tr><td>胎児</td><td>7,000</td><td>9,500</td></tr><tr><td>土葬骨</td><td>7,000</td><td>9,500</td></tr></table>				区分	使用料		美郷町・川本町	左記以外	大人(満12歳以上) 1体につき	円	円		15,000	20,000	小人(満12歳未満) 1体につき	10,000	16,000	死産児	7,000	12,000	胎児	7,000	9,500	土葬骨	7,000	9,500
区分	使用料																									
	美郷町・川本町	左記以外																								
大人(満12歳以上) 1体につき	円	円																								
	15,000	20,000																								
小人(満12歳未満) 1体につき	10,000	16,000																								
死産児	7,000	12,000																								
胎児	7,000	9,500																								
土葬骨	7,000	9,500																								
【基準】 根拠条文に同じ。																										
備考																										
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日																							

ID: 191
担当部署: 住民課

処分の概要	使用料の徴収																									
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町大和斎場条例 第7条																									
例 規 番 号	平成16年条例第132号																									
【根拠条文】 (使用料) 第7条 第5条の規定により使用の許可を受けた者は、次の表に定めるところにより使用料を前納しなければならない。																										
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th>町内</th><th>町外</th></tr><tr><td></td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>大人(満12歳以上)1体につき</td><td>15,000</td><td>20,000</td></tr><tr><td>小人(満12歳未満)1体につき</td><td>10,000</td><td>16,000</td></tr><tr><td>死産児</td><td>7,000</td><td>12,000</td></tr><tr><td>胎児</td><td>7,000</td><td>9,500</td></tr><tr><td>土葬骨</td><td>7,000</td><td>9,500</td></tr></table>				区分	使用料		町内	町外		円	円	大人(満12歳以上)1体につき	15,000	20,000	小人(満12歳未満)1体につき	10,000	16,000	死産児	7,000	12,000	胎児	7,000	9,500	土葬骨	7,000	9,500
区分	使用料																									
	町内	町外																								
	円	円																								
大人(満12歳以上)1体につき	15,000	20,000																								
小人(満12歳未満)1体につき	10,000	16,000																								
死産児	7,000	12,000																								
胎児	7,000	9,500																								
土葬骨	7,000	9,500																								
【基準】 根拠条文に同じ。																										
備考																										
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日																							

ID: 194

担当部署: 住民課

処分の概要	永代使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町墓地公園条例 第8条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第131号		
【根拠条文】 (永代使用料) 第8条 前条第1項の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、永代使用料を町長が定める日までに納付しなければならない。 2 前項の永代使用料の額は、1区画につき25万円とする。 3 既納の永代使用料は、返還しない。ただし、町長が特別な事由があると認めたときは、その一部を返還することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 197

担当部署: 住民課

処分の概要	使用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町墓地公園条例 第14条		
例 規 番 号	平成16年条例第131号		
【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第14条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。 (2) 許可を受けた目的以外に使用したとき。 (3) 納付期限後5年間管理料を納めないとき。 (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 199

担当部署: 建設課

処分の概要	指定の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農村活性化施設条例 第10条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第25号		
【根拠条文】 (指定の取り消し等) 第10条 町長は指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 201

担当部署: 建設課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農村活性化施設条例 第13条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第25号		
【根拠条文】 (利用の制限) 第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 施設を利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。 (2) 利用者がこの条例、この条例に基づく規則又は指定管理者の指定した事項に違反したとき。 (3) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 (5) 公益上必要があると認められるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。 2 前項の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 203

担当部署: 建設課

処分の概要	原状回復命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町蟠龍峡農村公園設置及び管理に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成16年条例第138号		
【根拠条文】 (原状回復命令等) 第6条 町長は、公園の保護のために必要があると認めたときは、前条の規定により許可に付された条件又はこれに違反したものに対して、その保護のために必要な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代るべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 205

担当部署: 住民課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町生活改善センター条例 第6条		
例 規 番 号	平成16年条例第137号		
【根拠条文】 (使用の取り消し又は中止) 第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。 (1) 町長の許可を受けないで使用目的を変更したとき。 (2) 公益を害するおそれのあると認められたとき。 (3) 条例又は使用条件に違反したとき。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 206

担当部署: 住民課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町生活改善センター条例 第7条前段		
例 規 番 号	平成16年条例第137号		
【根拠条文】 (使用料) 第7条 施設の使用料は、生活改善センター使用料表(別表)に定めるところにより、納入するものとする。使用者が公益事業のため、施設を使用するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 209

担当部署: 山くじらブランド推進課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町邑智食肉処理加工施設条例 第4条		
例 規 番 号	平成18年条例第28号		
【根拠条文】 (使用の取り消し及び中止) 第4条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。 (1) 町長の許可を受けないで使用目的を変更したとき。 (2) 公益を害するおそれがあると認めるとき。 (3) この条例又は前条第3項による条件に違反したとき。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 210

担当部署: 山くじらブランド推進課

処分の概要	使用料金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町邑智食肉処理加工施設条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第28号		
【根拠条文】 （使用料金） 第5条 使用者は、施設の使用料金を別表に定めるところにより、納入しなければならない。 2 町長は、特別な事情があると認める場合、使用料金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 212

担当部署: 産業振興課

処分の概要	指定の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町大和農林水産物処理加工施設条例 第10条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第27号		
【根拠条文】 (指定の取り消し等) 第10条 町長は指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 214

担当部署: 産業振興課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町大和農林水産物処理加工施設条例 第12条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第27号		
【根拠条文】 (利用の制限) 第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 施設を利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。 (2) 利用者がこの条例、この条例に基づく規則又は指定管理者の指定した事項に違反したとき。 (3) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 (5) 公益上必要があると認められるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。 2 前項の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 216

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農業生産主要拠点施設条例 第4条		
例 規 番 号	平成18年条例第30号		
【根拠条文】 (使用の取り消し及び中止) 第4条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。 (1) 町長の許可を受けないで使用目的を変更したとき。 (2) 公益を害するおそれがあると認めるとき。 (3) この条例又は前条第3項による条件に違反したとき。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 218

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農業生産施設条例 第6条		
例 規 番 号	平成16年条例第148号		
【根拠条文】 (使用の取り消し又は中止) 第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。 (1) 町長の許可を受けないで使用目的を変更したとき。 (2) 公益を害するおそれのあると認められたとき。 (3) 条例又は使用条件に違反したとき。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 219

担当部署: 産業振興課

処分の概要	指定の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農林産物等直売所条例 第10条第1項		
例 規 番 号	平成22年条例第17号		
【根拠条文】 (指定の取り消し等) 第10条 町長は指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 221

担当部署: 産業振興課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農林産物等直売所条例 第14条第1項		
例 規 番 号	平成22年条例第17号		
【根拠条文】 (利用の制限) 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 直売所を利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。 (2) 利用者がこの条例、この条例に基づく規則又は指定管理者の指定した事項に違反したとき。 (3) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 (5) 公益上必要があると認められるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、直売所の管理上特に必要と認められるとき。 2 前項の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 222

担当部署: 産業振興課

処分の概要	分担金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町公社営畜産基地建設事業分担金徴収条例 第2条		
例 規 番 号	平成16年条例第150号		
【根拠条文】 (被徴収者) 第2条 分担金は、事業により利益を受ける者から徴収する。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (分担金の額及び賦課基準) 第3条 分担金の額は、事業に要する費用のうち、国及び県から交付を受けた補助金の額を差し引いた額を超えない範囲において町長が定めるものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 223

担当部署: 山くじらブランド推進課

処分の概要	指定の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町林業活性化施設条例 第10条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第31号		
【根拠条文】 (指定の取り消し等) 第10条 町長は指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 225

担当部署: 山くじらブランド推進課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町林業活性化施設条例 第13条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第31号		
【根拠条文】 (利用の制限) 第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 施設を利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。 (2) 利用者がこの条例、この条例に基づく規則又は指定管理者の指定した事項に違反したとき。 (3) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 (5) 公益上必要があると認められるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。 2 前項の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 227

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町霊芝加工施設設置及び管理に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成16年条例第152号		
【根拠条文】 (使用の停止又は取消し) 第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用の許可を取り消すことができる。 (1) 町長の許可を受けないで使用目的を変更したとき。 (2) 公益を害するおそれのあると認められたとき。 (3) 条例又は使用条件に違反したとき。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 228

担当部署: 産業振興課

処分の概要	指定の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町希少林産物等展示販売施設設置及び管理に関する条例 第10条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第46号		
【根拠条文】 (指定の取り消し等) 第10条 町長は指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 230

担当部署: 産業振興課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町希少林産物等展示販売施設設置及び管理に関する条例 第14条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第46号		
【根拠条文】 (利用の制限) 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 販売施設を利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。 (2) 利用者がこの条例、この条例に基づく規則又は指定管理者の指定した事項に違反したとき。 (3) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 (5) 公益上必要があると認められるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、販売施設の管理上特に必要と認められるとき。 2 前項の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 231

担当部署: 建設課

処分の概要	措置命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町林道維持管理条例 第8条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第151号		
【根拠条文】 (命令及び制限) 第8条 管理者は、林道の維持管理上必要があると認めるときは、林道の使用者(以下「使用者」という。)に必要な設備若しくは措置を命じ、又は運搬物の積載量、車両走行の速度その他林道の使用について必要な制限をすることができる。 2 管理者は、前項の積載量、車両走行の速度その他林道の使用について特に制限の必要があると認めたときは、その旨を公示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 235

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町林道維持管理条例 第14条		
例 規 番 号	平成16年条例第151号		
【根拠条文】 (占用料の額) 第14条 占用料の額は、美郷町道路占用料徴収条例(平成16年美郷町条例第161号。以下「占用料徴収条例」という。)第2条の規定を準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 239

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町水産業施設設置及び管理に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成16年条例第157号		
【根拠条文】 (使用の取り消し又は中止) 第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。 (1) 町長の許可を受けないで使用目的を変更したとき。 (2) 公益を害するおそれのあると認められたとき。 (3) 条例又は使用条件に違反したとき。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 242

担当部署: 産業振興課

処分の概要	指定の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町雇用開発促進条例 第9条		
例 規 番 号	平成16年条例第158号		
【根拠条文】 (指定の取消し) 第9条 町長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の指定を取り消すことができる。 (1) 前条第1項の事業完了届が提出されたとき、第5条第1項第2号及び第3号の要件を欠いていた場合 (2) 第6条第3項の規定により付された条件に違反した場合 (3) 第7条の規定に違反した場合 (4) 偽りその他不正な手段で指定を受けた場合 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 244

担当部署: 産業振興課

処分の概要	指定の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町観光船条例 第11条第1項		
例 規 番 号	平成19年条例第36号		
【根拠条文】 (指定の取り消し等) 第11条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 246

担当部署: 産業振興課

処分の概要	利用の中止命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町観光船条例 第14条第1項		
例 規 番 号	平成19年条例第36号		
【根拠条文】 (利用の制限) 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用内容を変更し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 利用者がこの条例に基づく指定管理者の指定した事項に違反したとき。 (2) 偽りその他不正の手段による利用申込みを行ったとき。 (3) 天災地変その他の避けることのできない理由により必要があると認められるとき。 (4) 公益上必要があると認められるとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、本施設の管理上特に必要と認められるとき。 2 前項の規定により利用内容を変更し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じて、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第5号に該当する場合は、この限りでない。 【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。			
備考	指定管理		
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 250

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町道路占用料徴収条例 第6条		
例 規 番 号	平成16年条例第161号		
【根拠条文】 (督促及び延滞金) 第6条 法第73条第1項の規定により、督促状により占用料を督促した場合の延滞金の額並びにこれからの徴収方法については、美郷町税外収入金の督促及び延滞金徴収条例(平成16年美郷町条例第64号)の規定を適用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 253
担当部署: 建設課

処分の概要	許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町普通河川道路等管理条例 第9条		
例 規 番 号	平成16年条例第160号		
【根拠条文】 (許可の取消し等) 第9条 町長は、次に掲げる場合においては許可を取り消し、条件を変更し、若しくは行為の中止、工作物の改築、移転及び除却、又はその工作物により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること、若しくは河川道路を原状に回復することを命ずることができる。 (1) 工事又は工作物が河川道路の管理に支障があるとき。 (2) 町が河川道路工事を施行するとき、又は公益上やむを得ない必要が生じたとき。 (3) この条例の規定若しくはこれに基づく処分又は許可に付した条件に違反しているとき。 (4) その他不正な手段により許可を受けたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 254

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町普通河川道路等管理条例 第11条		
例 規 番 号	平成16年条例第160号		
【根拠条文】 (占用料) 第11条 許可を受けた者は、規則に定めるところの占用料を納付しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 256

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町吾郷地区水防災対策特定河川事業基本外事業分担金徴収条例 第2条		
例 規 番 号	平成18年条例第32号		
【根拠条文】 (被徴収者の範囲) 第2条 分担金は、事業区域内に土地を有する者(以下「被徴収者」という。)から徴収する。 【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (分担金の徴収基準) 第4条 被徴収者から徴収する分担金の額は、事業の実施によって受ける各人の利益の度合いに応じて、町長が定める。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 262

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町町営住宅条例 第17条第1項
例 規 番 号	平成16年条例第165号
【根拠条文】 (家賃の納付) 第17条 町長は、入居者から第11条第5項の入居可能日から当該入居者が町営住宅を明け渡した日(第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。 2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。ただし、その期限が、日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は1月2日若しくは同月3日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。 3 入居者が新たに住宅に入居した場合、又は住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。 4 入居者が第41条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。 【基準】 根拠条文、第14条、第39条及び第40条の規定による。 (家賃の決定) 第14条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第36条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。 2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、町長が別に定めるものとする。 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。 (公営住宅建替事業に係る家賃の特例) 第39条 町長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 (公営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例) 第40条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅に最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかか	

わらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

備考

設 定 年 月 日

平成 28 年 6 月 30 日

最 終 変 更 年 月 日

年 月 日

ID: 263

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町町営住宅条例 第18条第2項(第31条第3項、第33条第3項、第46条及び第54条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成16年条例第165号		
【根拠条文】 (督促及び延滞金の徴収) 第18条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、町長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。 2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3 町長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減減し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 265

担当部署: 建設課

処分の概要	収入超過者に対する家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町町営住宅条例 第31条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第165号		
【根拠条文】 (収入超過者に対する家賃) 第31条 第29条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。 2 町長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。 3 第16条、第17条及び第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 266

担当部署: 建設課

処分の概要	高額所得者に対する家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町町営住宅条例 第33条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第165号		
【根拠条文】 (高額所得者に対する家賃等) 第33条 第29条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第31条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。 2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても町営住宅を明け渡さない場合には、町長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で町長が定める額の金銭を徴収することができる。 3 第16条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第17条及び第18条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 268

担当部署: 建設課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町町営住宅条例 第45条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第165号		
【根拠条文】 (使用料) 第45条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が定める額の使用料を支払わなければならない。 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において町営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による町長が定める額を超えてはならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 269

担当部署: 建設課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町町営住宅条例 第49条		
例 規 番 号	平成16年条例第165号		
【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第49条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、町営住宅の使用許可を取り消すことができる。 (1) 社会福祉法人等が、使用許可の条件に違反したとき。 (2) 町営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 271

担当部署: 建設課

処分の概要	みなし特定公共賃貸住宅としての家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町町営住宅条例 第53条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第165号		
【根拠条文】 (家賃) 第53条 第50条の規定による使用に供される町営住宅の毎月の家賃は、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、当該町営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が定める。 2 前項の入居者の収入については、第15条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第53条第1項」と読み替えるものとする。 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第14条第3項の規定を準用する。この場合において、「第1項」とあるのは、「第53条第1項」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 273

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町町営住宅条例 第59条		
例 規 番 号	平成16年条例第165号		
【根拠条文】 (罰則) 第59条 詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れた入居者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 276

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町定住促進住宅条例 第14条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第166号		
【根拠条文】 (家賃の納付) 第14条 家賃は、第8条第4項の入居可能日から定住促進住宅を明け渡した日(明渡しの請求があったときは、請求のあった日)まで徴収する。 2 家賃は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までにその月分を納付しなければならない。 3 入居者が新たに住宅に入居した場合、又は住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。 4 入居者が第26条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。 【基準】 根拠条文及び第11条の規定による。 (家賃の決定及び変更) 第11条 定住促進住宅の家賃の月額は、別表のとおりとする。 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、家賃を変更することができる。 (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。 (2) 賃貸住宅相互の間における家賃の均衡上、必要があると認めるとき。 (3) 定住促進住宅について改良を施したとき。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 277

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町定住促進住宅条例 第15条		
例 規 番 号	平成16年条例第166号		
【根拠条文】 (督促及び延滞金の徴収) 第15条 督促及び延滞金の徴収については、美郷町町営住宅条例第18条に準ずるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 279

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町定住促進住宅条例 第32条		
例 規 番 号	平成16年条例第166号		
【根拠条文】 (罰則) 第32条 この条例の罰則については、美郷町町営住宅条例第59条に準じるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 282

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町借上型町営住宅条例 第12条		
例 規 番 号	平成16年条例第169号		
【根拠条文】 (家賃) 第12条 町長は、当該住宅の入居者から家賃表(別表第2)に定める家賃を徴収するものとする。 【基準】 根拠条文及び第9条の規定による。 (家賃の決定) 第9条 当該住宅の家賃は、家賃表(別表第2)のとおりとする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 283

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町借上型町営住宅条例 第14条第2項		
例 規 番 号	平成16年条例第169号		
【根拠条文】 (督促及び延滞金の徴収) 第14条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、町長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。 2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14. 6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3 町長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減減し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 285

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町借上型町営住宅条例 第30条		
例 規 番 号	平成16年条例第169号		
【根拠条文】 (罰則) 第30条 詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れた入居者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 288

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町特定公共賃貸住宅条例 第13条		
例 規 番 号	平成16年条例第167号		
【根拠条文】 (家賃) 第13条 町長は、賃貸住宅の入居者から別表に定める家賃を徴収するものとする。 【基準】 根拠条文及び第10条の規定による。 (家賃の決定) 第10条 賃貸住宅の家賃は、別表のとおりとする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 289

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町特定公共賃貸住宅条例 第16条第2項		
例 規 番 号	平成16年条例第167号		
【根拠条文】 (督促及び延滞金の徴収) 第16条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、町長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。 2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14. 6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3 町長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減減し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 292

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町特定公共賃貸住宅条例 第33条		
例 規 番 号	平成16年条例第167号		
【根拠条文】 (罰則) 第33条 詐欺その他の不正行為により家賃及び基準家賃の全部又は一部の徴収を免れた入居者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 294

担当部署: 美郷暮らし推進課

処分の概要	家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町U I ターン者定住支援住宅条例 第13条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第80号		
【根拠条文】 (家賃の納付) 第13条 入居者は、入居開始日から当該入居者が住宅を明け渡す日までの間の家賃を納付しなければならない。 2 入居者は、毎月末日(日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は1月2日若しくは1月3日に当たるときは、その翌日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。 3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。 4 町長が特に必要と認めたときは、家賃を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができるものとする。 【基準】 根拠条文及び第12条の規定による。 (家賃の決定・変更) 第12条 住宅の家賃は、別表第1のとおりとし、敷金は徴収しない。 2 町長は、経済情勢、公租公課等の変動により必要が生じたときは、入居期間中であっても、入居者と協議の上、家賃を変更することができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 296

担当部署: 美郷暮らし推進課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町U I ターン者定住支援住宅条例 第14条第2項		
例 規 番 号	平成18年条例第80号		
【根拠条文】 (督促及び延滞金の徴収) 第14条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、町長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。 2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14. 6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3 町長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 300

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町若者定住住宅条例 第16条第1項		
例 規 番 号	平成20年条例第17号		
【根拠条文】 (家賃の納付) 第16条 町長は、入居者から当該定住住宅に入居した日から当該入居者が住宅を明け渡した日までの間、定住住宅の家賃を徴収する。 2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までに、その月分の当該定住住宅の家賃を納付しなければならない。 3 入居者が新たに定住住宅に入居した場合又はこれを明け渡した場合において、その月の当該定住住宅の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割り計算による。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 4 入居者が、第27条第1項及び第2項に規定する手続きを経ないで定住住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明け渡しの日を認定し、その日までの家賃を請求する。 【基準】 根拠条文及び第13条の規定による。 (家賃) 第13条 定住住宅の家賃の月額は、定住住宅及び共同施設一覧表のとおりとする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 301

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町若者定住住宅条例 第17条第2項		
例 規 番 号	平成20年条例第17号		
【根拠条文】 (督促及び延滞金の徴収) 第17条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、町長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。 2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間日数に応じ、年14. 6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3 町長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 304

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町若者定住住宅条例 第30条		
例 規 番 号	平成20年条例第17号		
【根拠条文】 (罰則) 第30条 詐欺その他不正な行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れた者について、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 306

担当部署: 建設課

処分の概要	水道加入金の徴収																
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町簡易水道事業給水条例 第6条																
例 規 番 号	平成16年条例第173号																
【根拠条文】 (水道加入金) 第6条 町長は、給水装置の新設及び増径工事の申込者から給水装置工事の申込みの際次の表に掲げる額を水道加入金として徴収する。ただし、増径工事の申込者から徴収する加入金は、新口径に係る加入金と旧口径に係る加入金の差額とする。 <table><tr><td>口径別区分</td><td>13mm</td><td>20mm</td><td>25mm</td><td>30mm</td><td>40mm</td><td>50mm</td></tr><tr><td>水道加入金</td><td>54,000円</td><td>75,600円</td><td>97,200円</td><td>118,800円</td><td>162,000円</td><td>270,000円</td></tr></table> 【基準】 根拠条文に同じ。				口径別区分	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	水道加入金	54,000円	75,600円	97,200円	118,800円	162,000円	270,000円
口径別区分	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm											
水道加入金	54,000円	75,600円	97,200円	118,800円	162,000円	270,000円											
備考																	
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日														

ID: 309

担当部署: 建設課

処分の概要	料金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町簡易水道事業給水条例 第23条第1項
例 規 番 号	平成16年条例第173号

【根拠条文】

(料金の支払義務)

第23条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

【基準】

根拠条文、第24条、第25条及び第27条の規定による。

(料金)

第24条 料金は、1箇月につき次の表に定める区分による合計額とする。

(1) 水道使用料

種別	基本料金	超過料金(1m ³ につき)		
一般用	8m ³ まで 1,404円	8m ³ 超20m ³ まで 177円	20m ³ 超30m ³ まで 183円	30m ³ 超 188円
営業用	10m ³ まで 2,052円	10m ³ 超30m ³ まで 210円	30m ³ 超50m ³ まで 216円	50m ³ 超 221円
官公署団体用	8m ³ まで 1,512円	8m ³ 超30m ³ まで 200円	30m ³ 超100m ³ まで 205円	100m ³ 超 210円
特別用	10m ³ まで 2,592円	10m ³ 超 259円		

(2) メーター使用料

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
料金	108円	161円	216円	324円	432円	1,620円	2,700円

(料金の算定)

第25条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ町長が定めた日をいう。)に、メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、町長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(特別の場合における料金の算定)

第27条 定例日から次の定例日までの中途において水道の利用を開始し、又は利用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

(1) 使用日数が15日以下で使用水量が基本水量の2分の1以下のとき 基本料金の2分の1

(2) 使用日数が16日以上の場合、又は基本水量が2分の1を超えるととき 1箇月として算定した額

2 定例日から次の定例日までの月の中途においてその用途及びメーター口径に変更があった

場合は、その使用日数の多い料率を適用する。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 310

担当部署: 建設課

処分の概要	手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町簡易水道事業給水条例 第30条		
例 規 番 号	平成16年条例第173号		
【根拠条文】 (手数料) 第30条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 (1) 給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 10,000円 (2) 給水装置工事設計手数料 1件につき 設計金額に100分の4.5を乗じて得た額 (3) 設計審査手数料 1件につき 5,000円 (4) 工事検査手数料 1件につき 5,000円 (5) 開栓手数料 1件につき 2,160円(税込み) 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 312

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町簡易水道事業給水条例 第32条		
例 規 番 号	平成16年条例第173号		
【根拠条文】 (督促及び延滞金) 第32条 この条例により納付しなければならない料金、手数料その他の費用を期限内に納入しない者があるときは、町長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。この場合において督促及び延滞金の額並びにこれらの徴収方法については、美郷町税外収入金の督促及び延滞金徴収条例(平成16年美郷町条例第64号)の規定を適用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 313
担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町簡易水道事業給水条例 第40条及び第41条		
例 規 番 号	平成16年条例第173号		
【根拠条文】 (過料) 第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者 (2) 正当な理由がなくて、第17条第2項のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第33条の検査又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者 (3) 第21条第1項の給水装置の管理業務を著しく怠った者 (4) 第24条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者 (5) 前各号のほか、この条例に違反した者 (料金を免れた者に対する過料) 第41条 詐欺その他不正行為によって第24条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 315

担当部署: 建設課

処分の概要	指定の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町指定給水装置工事事業者規程 第7条		
例 規 番 号	平成16年告示第121号		
【根拠条文】 (指定の取消し) 第7条 町長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。 (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。 (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。 (3) 第6条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 第11条各項の規定に違反したとき。 (5) 第12条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。 (6) 第15条の規定による町長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 (7) 第16条の規定による町長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 316

担当部署: 建設課

処分の概要	指定の停止		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町指定給水装置工事事業者規程 第8条		
例 規 番 号	平成16年告示第121号		
【根拠条文】 (指定の停止) 第8条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に参酌すべき特段の事情があるときは、町長は、指定の取消しに代えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 317

担当部署: 建設課

処分の概要	指定の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町簡易給水施設条例 第10条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第35号		
【根拠条文】 (指定の取り消し等) 第10条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理運営を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 319

担当部署: 建設課

処分の概要	許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町簡易給水施設条例 第12条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第35号		
【根拠条文】 (給水の制限) 第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は給水を中止することができる。 (1) 施設から給水を受ける者(以下「使用者」という。)が許可を受けた目的に違反したとき。 (2) 使用者がこの条例又は指定管理者の指定した事項に違反したとき。 (3) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。 (4) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理運営上特に必要と認められるとき。 2 前項の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は給水の中止をした場合において使用者に損害が生じて、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 320

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町簡易水道等布設事業分担金徴収条例 第1条		
例 規 番 号	平成16年条例第171号		
【根拠条文】 (趣旨) 第1条 簡易水道等布設事業(以下「事業」という。)に要する費用について地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定による分担金(以下「分担金」という。)を徴収する場合にはこの条例に定めるところによる。 【基準】 根拠条文、第2条及び第3条の規定による。 (被徴収者) 第2条 分担金を課せられる者の範囲は、当該事業による受益者とする。 (分担金算定の率) 第3条 分担金は、事業費総額の100分の30以内又は給水管工事に要する費用とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 324

担当部署: 建設課

処分の概要	改善命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町下水道条例 第16条		
例 規 番 号	平成16年条例第174号		
【根拠条文】 (改善命令等) 第16条 町長は、除害施設の設置後において当該除害施設の設置に関わる基準に適合しない下水を排除していると認めたときは、その者に対し限度を定めて当該除害施設の構造若しくは使用の方法の改善を命じ、又は除害施設の使用若しくは公共下水道への汚水の排除の停止を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 325

担当部署: 建設課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町下水道条例 第20条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第174号		
【根拠条文】 (使用料の徴収) 第20条 町長は、公共下水道の使用について使用者から使用料を徴収する。 2 使用料の額、算定方法及び徴収方法等は、別に条例で定める。 【基準】 根拠条文及び美郷町下水道使用料条例第5条から第7条までの規定による。 (使用料の額) 第5条 使用料は、使用料金表(別表第1)に掲げる基本料金と超過料金の額及び前条に規定する計測器具を設置したものについては計測器具使用料金表(別表第2)に掲げる額との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。 (使用料の算定) 第6条 使用料は、1月ごとの使用期間において使用者が排除した汚水の量に応じて算定する。 (特別の場合における使用料の算定) 第7条 1月ごとの使用期間の中途において、公共下水道の使用を開始し、若しくは再開し、又は休止し、若しくは廃止したときの使用料の額は、次の各号に定めるところによる。 (1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1とする。 (2) 使用水量が基本水量を超えたときは、1月として算定する。			
備考			
設 定 年 月 日 平成 28 年 6 月 30 日 最 終 変 更 年 月 日 年 月 日			

ID: 327
担当部署: 建設課

処分の概要	原状回復の指示		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町下水道条例 第24条第2項		
例 規 番 号	平成16年条例第174号		
【根拠条文】 (原状回復) 第24条 前条の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると町長が認めたときは、この限りでない。 2 町長は、前条の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復、又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 328

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町下水道条例 第27条		
例 規 番 号	平成16年条例第174号		
【根拠条文】 (罰則) 第27条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第6条の規定による確認を受けずに排水設備の工事を実施した者 (2) 第7条第1項の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者 (3) 排水設備の新設等を行って第8条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者 (4) 第10条又は第17条の規定に違反した使用者 (5) 第11条、第18条第1項並びに第19条第1項及び同条第2項の規定による届出を怠った者 (6) 第16条の規定による命令に違反した者 (7) 第6条又は第21条の規定による申請書又は書類、第11条及び第18条第1項並びに第19条第1項及び同条第2項の規定による届出書又は第15条の規定による資料で不実の記載にある者を提出した申請者、届出者又は資料の提出者 (8) 第24条第2項の規定による指示に従わなかった者 2 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 330

担当部署: 建設課

処分の概要	許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町下水道条例施行規則 第19条第1項		
例 規 番 号	平成16年規則第115号		
【根拠条文】 (許可の取消し等) 第19条 町長は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、占用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、占用物件の除去若しくは下水道を現状に回復することを命ずることがある。 (1) 下水道の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとき。 (2) この規則の規定に違反したとき。 (3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。 2 町長は、前項の規定による処分によって、占用者に損害を及ぼすことがあっても、その責めは負わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 332

担当部署: 建設課

処分の概要	指定の取消し又は効力の停止		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町排水設備工事指定業者に関する規則 第11条		
例 規 番 号	平成16年規則第116号		
【根拠条文】 (指定の取消し及び責任技術者の登録の取消し等) 第11条 町長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、指定を取り消し、又はその効力を停止することができる。 (1) 条例第6条の規定による確認を受けないで排水設備の新設等の工事を施行したとき。 (2) 第3条のいずれかの要件を欠くに至ったとき。 (3) その他町長が指定業者として不適當と認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 334

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町下水道使用料条例 第13条		
例 規 番 号	平成16年条例第175号		
【根拠条文】 (督促及び延滞金) 第13条 前条による督促をした場合の督促及び延滞金は、美郷町税外収入金の督促及び延滞金徴収条例(平成16年美郷町条例第64号)の規定により徴収するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 335

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町下水道使用料条例 第15条		
例 規 番 号	平成16年条例第175号		
【根拠条文】 (罰則) 第15条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第3条第3号の規定による申告書又は第10条の規定による資料で、不実の記載のあるものを提出した申告書又は資料の提出者 (2) 第10条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 336

担当部署: 建設課

処分の概要	加入金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町下水道事業加入金徴収条例 第2条		
例 規 番 号	平成16年条例第176号		
【根拠条文】 (加入金の徴収) 第2条 下水道事業の供用開始後、美郷町下水道条例(平成16年美郷町条例第174号)第2条第10号に規定する排水設備設置義務者で加入申込みをしたもの(以下「加入者」という。)から加入金を徴収する。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (加入金の額) 第3条 加入金の額は、25万円とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 338

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町下水道事業加入金徴収条例 第6条		
例 規 番 号	平成16年条例第176号		
【根拠条文】 (督促及び延滞金) 第6条 督促及び延滞金は、美郷町税外収入金の督促及び延滞金徴収条例(平成16年美郷町条例第64号)の規定によるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 341

担当部署: 建設課

処分の概要	改善命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設条例 第19条		
例 規 番 号	平成16年条例第178号		
【根拠条文】 （改善命令等） 第19条 町長は、除害施設の設置後において当該除害施設の設置に係る基準に適合しない汚水を排除していると認めたときは、その者に対し期限を定めて当該除害施設の構造若しくは使用の方法の改善又は除害施設の使用若しくは施設への汚水の排除の停止を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 342

担当部署: 建設課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設条例 第20条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第178号		
【根拠条文】 (使用料の徴収) 第20条 町長は、施設の使用について使用者から使用料を徴収する。 2 使用料の額、算定方法及び徴収方法は、別に条例で定める。 【基準】 根拠条文及び美郷町農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設使用料条例第5条から第7条までの規定による。 (使用料の額) 第5条 使用料は、使用料金表(別表第1)に掲げる基本料金と超過料金の額及び前条に規定する計測器具を設置したものについては計測器具使用料金表(別表第2)に掲げる額との合計額とする。 (使用料の算定) 第6条 使用料は、1月ごとの使用期間において使用者が排除した汚水の量に応じて算定する。 (特別の場合における使用料の算定) 第7条 1月ごとの使用期間の中途において、施設の使用を開始し、若しくは再開し、又は休止し、若しくは廃止したときの使用料の額は、次の各号に定めるところによる。 (1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1とする。 (2) 使用水量が基本水量を超えたときは、1月として算定する。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 345

担当部署: 建設課

処分の概要	原状回復の指示		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設条例 第26条第2項		
例 規 番 号	平成16年条例第178号		
【根拠条文】 (原状回復) 第26条 前条の占用許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、施設を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると町長が認めたときはこの限りでない。 2 町長は、前条の占用の許可を受けた者に対して前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 346

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設条例 第29条		
例 規 番 号	平成16年条例第178号		
【根拠条文】 (罰則) 第29条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第4条、第13条又は第21条の規定に違反した使用者 (2) 第6条に規定する期間を経過しても排水設備を設置しない者 (3) 第7条に規定する確認を受けないで排水設備の工事を実施した者 (4) 第9条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者 (5) 第10条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者 (6) 第11条、第14条、第15条又は第22条第1項若しくは同条第2項の規定による届出を怠った者 (7) 第19条の規定による命令に違反した者 (8) 第7条又は第23条の規定による申請書、第11条、第14条、第15条又は第22条第1項若しくは同条第2項の規定による届出書又は第18条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者又は資料の提出者 (9) 第23条又は第25条の規定による許可を受けないで当該工事をした者 (10) 第26条第2項の規定による指示に従わなかった者 2 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 348

担当部署: 建設課

処分の概要	許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設条例施行規則 第15条 第1項		
例 規 番 号	平成16年規則第1号		
【根拠条文】 (許可の取消し等) 第15条 町長は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、占用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、占用物件の除去若しくは施設を原状に回復することを命ずることがある。 (1) 施設管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとき。 (2) この規則の規定に違反したとき。 (3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。 2 町長は、前項の規定による処分によって、占用者に損害を及ぼすことがあっても、その責めは負わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 350

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設使用料条例 第13条		
例 規 番 号	平成16年条例第177号		
【根拠条文】 (督促及び延滞金) 第13条 前条による督促をした場合の督促及び延滞金は、美郷町税外収入金の督促及び延滞金徴収条例(平成16年美郷町条例第64号)の規定により徴収するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 351

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設使用料条例 第15条		
例 規 番 号	平成16年条例第177号		
【根拠条文】 (罰則) 第15条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第3条第3号の規定による申告書又は第10条の規定による資料で、不実の記載のあるものを提出した申告書又は資料の提出者 (2) 第10条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 352

担当部署: 建設課

処分の概要	加入金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農業集落排水事業及び小規模集合排水事業加入金徴収条例 第2条		
例 規 番 号	平成16年条例第179号		
【根拠条文】 (加入金の徴収) 第2条 事業の供用開始後、美郷町農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設条例(平成16年美郷町条例第178号)第3条第6号に規定する排水設備設置義務者で加入申込みをしたものの(以下「加入者」という。)から加入金を徴収する。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (加入金の額) 第3条 加入金の額は、25万円とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 354

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農業集落排水事業及び小規模集合排水事業加入金徴収条例 第6条		
例 規 番 号	平成16年条例第179号		
【根拠条文】 (督促及び延滞金) 第6条 督促及び延滞金は、美郷町税外収入金の督促及び延滞金徴収条例(平成16年美郷町条例第64号)の規定によるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 355

担当部署: 建設課

処分の概要	加入金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町合併処理浄化槽条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第180号		
【根拠条文】 (加入金の額及び徴収) 第6条 合併処理浄化槽を設置した受益者から徴収する加入金の額は、第2条第2項に規定する受益者1戸につき25万円とする。 2 町長は、設置工事決定後遅滞なく当該加入金の額及びその納付期日その他加入金の納付に必要な事項を申請者に通知しなければならない。 3 加入金は、5年以内に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付を申し出たときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日 平成 28 年 6 月 30 日 最終変更年月日 年 月 日			

ID: 358

担当部署: 建設課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町合併処理浄化槽条例 第15条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第180号		
【根拠条文】 (使用料の徴収) 第15条 使用料は、納入通知書、集金又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。 2 前項の使用料の納入期限は、毎月末日までとする。ただし、12月納入分については、25日を納入期限とする。 3 使用料徴収後において、その額に増減が生じたときは、その差額を追徴又は還付する。ただし、当該差額は、次回に徴収する使用料で清算することができる。 【基準】 根拠条文及び第12条から第14条までの規定による。 (使用料の額) 第12条 使用料は、使用料金表(別表第1)に掲げる基本料金と超過料金の額及び前条に規定する計測器具を設置したものについては、計測器具使用料金表(別表第2)に掲げる額との合計額とする。 (使用料の算定) 第13条 使用料は、1月ごとの使用期間において使用者が排除した汚水の量に応じて算定する。 (特別の場合における使用料の算定) 第14条 1月ごとの使用期間の中途において、合併処理浄化槽の使用を開始し、若しくは再開し、又は休止し、若しくは廃止したときの使用料の額は、次の各号に定めるところによる。 (1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1とする。 (2) 使用水量が基本水量を超えたときは、1月として算定する。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 360

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町合併処理浄化槽条例 第18条		
例 規 番 号	平成16年条例第180号		
【根拠条文】 (督促及び延滞金) 第18条 前条による督促をした場合の督促及び延滞金は、美郷町税外収入金の督促及び延滞金徴収条例(平成16年美郷町条例第64号)の規定により徴収するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 361

担当部署: 企画推進課

処分の概要	利用料金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町営バスの運行に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成30年条例第5号		
【根拠条文】 (利用料金) 第6条 町営バスの利用料金は次の2種とし、利用者から徴収する。ただし、中学生以下の者の利用料金は、無料とする。 (1) 定額料金 1回の乗車につき全区間200円とする。 (2) 定期券料金 定期券料金表(別表)のとおりとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 30 年 12 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1006

担当部署: 建設課

処分の概要	措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	島根県屋外広告物条例 第13条第1項及び第2項		
例 規 番 号	昭和49年島根県条例第21号		
【根拠条文】 (措置命令等) 第13条 知事は、第11条又は第11条の2第2項の規定に違反した設置者等に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。 2 知事は、第2条から第4条まで若しくは前条第1項の規定に違反し、又は前項の規定による知事の命令に違反した設置者等に対し、当該広告物又は掲出物件の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上を期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。 3 知事は、前2項の規定による措置を命じようとする場合において設置者等を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上を期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1007

担当部署: 建設課

処分の概要	許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	島根県屋外広告物条例 第14条		
例 規 番 号	昭和49年島根県条例第21号		
【根拠条文】 (許可の取消し) 第14条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。 (1) 第7条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第8条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。 (2) 第8条第1項の規定に違反したとき。 (3) 第13条第1項の規定による知事の命令に違反したとき。 (4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1009

担当部署: 山くじらブランド推進課

処分の概要	行為(第13条第1項第2号及び第4号に係るものを除く。)の禁止若しくは制限又は必要な措置を執るべき旨の命令(同項第1号に係るものにあつては鉄塔又はダム以外の工作物であるもの、同項第5号に係るものにあつては露天掘りによるもので、かつ、掘採又は採取に係る面積が1,000平方メートルを超えないもの、同項第6号に係るものにあつては変更に係る部分の面積が5,000平方メートルを超えないものに限る。)(国の機関又は県の行為に係るものを除く。)		
例 規 名 根 拠 条 項	島根県立自然公園条例 第13条第2項		
例 規 番 号	昭和36年島根県条例第11号		
【根拠条文】 (普通地域) 第13条 2 知事は、県立自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。 【基準】 根拠条文及び島根県立自然公園内行為に係る許可・届出事務の手引きによる。 島根県立自然公園内行為に係る許可・届出事務の手引き Ⅱ 条例の解説 1. 島根県立自然公園条例の解説 P147, 149 3. 島根県立自然公園の許可、届出等の取扱要領 第3章 届出 Ⅳ 事務処理の進め方 1. 許認可事務 2. 違反行為の処理			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日

ID: 1010

担当部署: 山くじらブランド推進課

処分の概要	中止、原状回復又は必要な措置を執るべき旨の命令(第11条第4項(第3号、第4号及び第7号を除く。))の行為の許可及び第13条第2項の行為の禁止等命令に係るものに限る。)(国の機関又は県の行為に係るものを除く。)		
例 規 名 根 拠 条 項	島根県立自然公園条例 第14条第1項		
例 規 番 号	昭和36年島根県条例第11号		
【根拠条文】 (中止命令等) 第14条 知事は、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第11条第4項の規定、第12条の規定により許可に付された条件又は前条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。 【基準】 根拠条文及び島根県立自然公園内行為に係る許可・届出事務の手引きによる。 島根県立自然公園内行為に係る許可・届出事務の手引き Ⅱ 条例の解説 1. 島根県立自然公園条例の解説 P155 3. 島根県立自然公園の許可、届出等の取扱要領 第28, 29			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日